

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯島町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.ijima.lg.jp/bangoseido.html

執行機関名 飯島町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当または特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(子ども)
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯島町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 飯島町福祉医療給付金条例(昭和49年条例第41号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年条例第41号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子ども、障がい者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の医療費負担を軽減するため福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯島町福祉医療費給付金給付条例(昭和49年飯島町条例第41号) 飯島町福祉医療費給付金給付規則(昭和49年飯島町規則第20号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	児童手当法第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。))及び同法附則第2条第3項に置いて適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付を言う。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の助成の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第5号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該請求に係る子どもの保護者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 ロ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第5号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第4条第1項に規定する支給要件児童をいう。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求に係る子どもの保護者に係る住民票関係情報
事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号	飯島町福祉医療費給付金給付条例第9条
②事務の内容	児童手当法第26条(同法第2項を除き同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務	子どもの保護者に対する医療費の助成の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 イ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第5号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。)に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る子どもの保護者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 2 号 ロ	飯島町福祉医療費給付金給付条例第2条第1号、同条第5号及び第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格)に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格)に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--